

鹿 児 島 県 公 報

令和8年8月21日（金）第747号の2



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 安 委 員 会 規 則

○鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（※）

（交通企画課取扱い） 1

公 安 委 員 会 規 則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月21日

鹿児島県公安委員会委員長

鑑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第19号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 道路標識等による交通規制（令第11条及び第27条に規定する速度を超える最高速度の規制、軌道敷内通行可の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。）の対象から除く車両

警衛列又は警護列の自動車で、当該用務に使用中のもの

(2) 最高速度の規制（令第11条及び第27条に規定する速度を超える場合を除く。）の対象から除く車両

専ら交通取締りに従事する自動車

第8条第2項及び第12項中「駐車許可証交付申請書」を「駐車許可申請書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和8年9月1日から施行する。